

写し証明交付請求に関する注意点

(証明請求対象地)

証明請求対象地は、証明を必要とする原因となった土地の代表地番を1筆記入してください。

(請求方法)

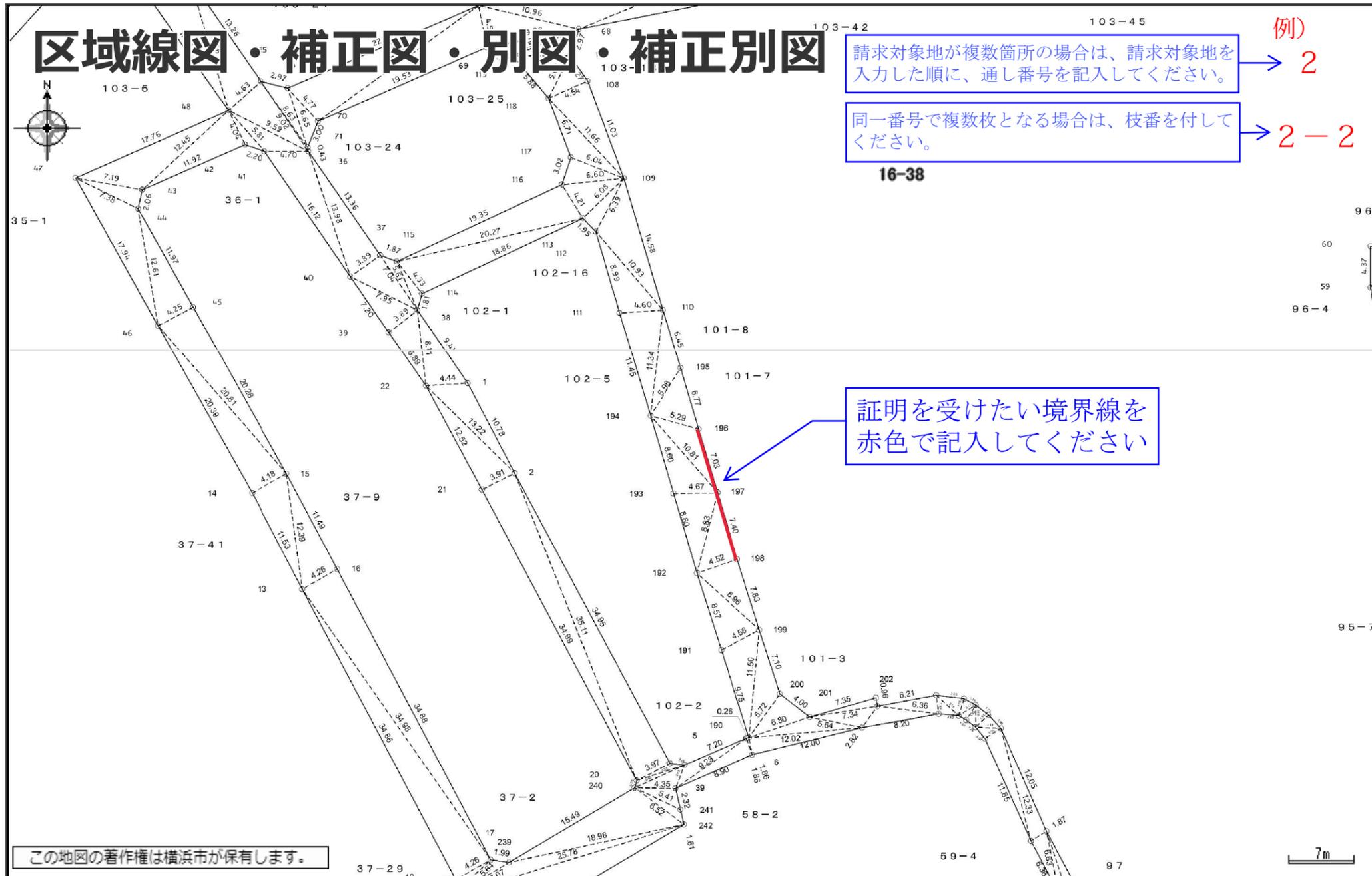
写し証明交付請求書(第2号様式)を使用し、道路台帳区域線図又は境界調査図に証明を受けたい境界線を赤色で記入したものを添付してください。

- ※1 プロット図、地積測量図等の独自に作成された図面ではなく、道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図を使用してください。
- ※2 道路台帳区域線図の場合は、証明請求対象地を図面の中心に据えたものを使用してください。
- ※3 縮尺は指定しませんが、道路台帳区域線図の証明で、横浜市行政地図情報提供システム「よこはまのみち」から出力したものを使用する場合は、サイズはA3とし、縮尺は1/500としてください。

(証明の範囲)

- (1) 道路台帳図の場合は、A3図面1枚、縮尺1/500で、証明請求対象地に接する最小限の辺長を含めた南北約135m、東西約165mの範囲
- (2) 境界調査図の場合は、保管図面1枚で表示されている範囲

区域線図・補正図・別図・補正別図



請求対象地が複数箇所の場合は、請求対象地を入力した順に、通し番号を記入してください。

同一番号で複数枚となる場合は、枝番を付してください。

例) → 2

→ 2-2

16-38

証明を受けたい境界線を赤色で記入してください

【 区域線図 】

- ・当情報における区域線図は、道路の区域を表した図面で、道路と隣接する土地との境界点とその点間距離を記載しています。(道路台帳平面図に記載されている場合もあります。)
- ・区域線は、すべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所で道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。なお、市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認してください。
- ・図面境については、距離表示が二重に記載されている場合があります。また、区域線が図面境の途中で切れているものは、道路台帳平面図に記載されている場合がありますので、道路台帳平面図も確認してください。

【 補正図 】

- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

- ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
- ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

- ・不動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
- ・平成元年以前地籍調査実施地区(数値)の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/mach-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図(地形図)の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和6年1月18日